

土岐市告示第138号

土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月28日

土岐市長 加藤 淳 司

土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民による自主的で安全安心な生活環境の維持保全の促進を図ることを目的とし、危険木を予防的に伐採しようとする者に対し、予算の範囲内で土岐市危険木予防伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において危険木とは、市内に存在し、概ね樹幹の太さが胸高直径15センチメートル以上かつ樹高5メートル以上の樹木であって、倒木等により住宅に影響を及ぼす恐れのあるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林内又は現況地目が山林若しくは保安林となっている筆内に存する危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合は、交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、危険木の所有者若しくは管理者

と危険木により被害を受ける恐れのある住宅の所有者若しくは管理者が同一又は生計が同一である場合は対象外とする。

(1) 危険木の所有者

(2) 危険木の管理者

(3) 危険木により被害を受ける恐れのある住宅の所有者又は管理者

2 補助対象者は、危険木の所有者から危険木の伐採等を行う承諾を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示による補助金の交付の対象としない。

(1) この告示による補助金を同一年度に受けたことがある場合

(2) 危険木の伐採等について、国又は他の地方公共団体等から別の助成を受けている場合

(3) 土岐市暴力団排除条例（平成24年土岐市条例第31号）第2条第3号に該当する場合

(4) 市税を滞納している場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採等に要する経費とする。

2 前項において危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、50万円を限度とする。ただし、補助対象経費には消費税を含まないこととし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1人(同一生計者を含む。)につき同一年度において1回限りとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前であって、当該年度の12月28日までに、土岐

市危険木予防伐採事業費補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) 事業箇所の位置図
 - (4) 事業箇所の写真
 - (5) 見積書の写し
 - (6) 森林所有者承諾書（別記様式第4号）
 - (7) その他市長が特に必要と認める書類
- （交付の決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。

（着手）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知を受けた後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

（変更承認申請）

第10条 交付決定者は申請内容に変更が生じたときは、速やかに土岐市危険木予防伐採事業費補助金変更承認申請書（別記様式第6号。以下「変更申請書」という。）に第7条に掲げる書類のうち変更となる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（変更決定通知）

第11条 市長は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、土岐市危険木予防伐採事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、土岐市

危険木予防伐採事業費補助金実績報告書（別記様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（別記様式第9号）
- (2) 補助対象事業の代金領収書の写し
- (3) 補助対象事業の施行前後が確認できる写真
- (4) その他市長が特に必要と認める書類
(交付額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、土岐市危険木予防伐採事業費補助金確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知する。

(交付請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定後、土岐市危険木予防伐採事業費補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長へ提出しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。